

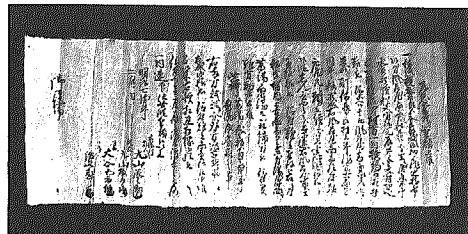
# 黒埼町の風呂屋

## 黒埼町の風呂屋(十二)

### 明治初期、木場に風呂屋が三軒 あったことが古文書からわかる。

前回の最後で触れた、木場元庄屋の山際精爾さん宅から出てきた古文書は「乍恐書付以奉願上候」という表題の願書である。この文書によって、明治初めに木場に何という風呂屋があるかがわかる。

この願書は明治七年二月に木場村役場に提出されたもので、出願人は木場村の風呂屋丸山辰之助である。書面の末尾には同人の親類惣太郎の名と、木場の同業者の大谷五市郎(上組 渡辺勘七(新田)の名が署名捺印されている。



山際さん宅から出てきた古文書。内容については本文をお読みください

元へ風呂屋商売の許可願を出したところ、これまで営業を休んでいたところは誠に神妙であると、営業のお許しをいただき有難うございました。

就きましては、村の風呂屋仲間の中でも私が一番古くから営業していることから、村の湯屋(薬湯・泉湯と二種類が記されている)の取締り方を仰せ付けられ有難く存じて勤めて居ります。(注・村の三軒の湯屋のうち、どこが薬湯風呂でどこが泉湯風呂だった

か、また水質などはまったくわからない。営業時間だけが、薬湯は朝から夕方まで、泉湯は夕方から夜分だけとはつきり分けて記されている)そして右両方(薬湯・泉湯)が、お上の仰せの通り利益は平等に、負担は分かち合ってお互いに仲よく商売を致したいと存じておりますので、今後共引き続き営業できますよう、私共風呂屋一同署名捺印の上お願ひ申し上げます。

明治七年二月  
木場村願人  
丸山辰之助  
以下略

この文書によって幕末の木場村には「辰之助」「勘七」「大谷五市郎」の三軒の風呂屋があったことが分った。このうち「大谷五市郎の風呂」は後に「下駄屋の風呂」と言われた風呂屋で、前回で紹介したとおり、幕末から昭和前期にかけて、黒埼でも一番長く続いた店だったようだ。

また、前回までに紹介した「平太の風呂」「九之助の風呂」は、その位置からして「辰之助の風呂」「勘七の風呂」の跡に開業したものと考えられる。

◆「辰之助の風呂」  
「辰之助の風呂」について早速調べてみたが、すでに百二十年近い歳月が流れ、辰之助(丸山辰衛さん宅)の人たちもその風呂のことを知らなかった。

同家の本家筋の屋号喜之助さん宅(下組)を訪れたところ、当主喜一郎さん(明三十七年十一月五日生れ)が、祖父や親たちから聞かされたという話を聞くことができた。以下はその話。

「この文書の辰之助は、私の祖父の弟にあたるが、祖父と違って、良く言えば非常に頭が切れ、悪く言えば小才がきいてスツバクラな、きつっえ一人だったと聞いている。だから、村に何かもめごとがあると、一応山際様の了解を得てからと思うが、いつも先頭に立って走り回った。そういう人だから何かのことで曾根の代官所あたりにも出入りした。また、書が利いたので木場八幡宮の奉納額なども書き、今は古くなりはずされて神社にはないが、昔は辰之助の書いた額が何枚もあった。

また、風呂屋は、明治の初めころ、今の山際君雄さんの所で営業していたが、今の丸山辰衛さんのところに茶店を出していた富所寅吉という人と、家・商売をまるごと取り替えるということをした。しかし、交換後は辰之助は茶店を引き継がなかったし、寅吉も風呂屋をしなかったそうである。

したがって、明治七年のこの文書のあと何年も経たずに辰之助は風呂屋の商売をやめたことになる。

◆「渡辺勘七の風呂」  
文書の中でもう一人名前を連ねている木場新田の渡辺勘七家(現当主・桂一さん)が昔風呂屋だったということは、木場でも知る人はいない。

桂一さんの母ミヨさん(大正十三年七月生れ)にそのことについて尋ねてみた。小さいころ親から聞かされた話などをミヨさんは次のように語ってくれた。  
「家が風呂屋をしていたことや始末を聞いたというところもかすかに聞いた記憶があるが、

いつごろまでそれらの商売をしていたのかはまったく分らない。そういえば、昔の古い家は床の板張りの部分が広がったことや、普通の農家とは違う造りだったので、風呂屋か何かのような商売だったのでは、と感じていたが、それにしても風呂屋の道具も始末に使った品物も何も残っていない」

また丸山和五郎さんは「木場の風呂屋は昔から『かもん木の大谷下駄屋』『しもん木の平太』に『新田の九之助』の三軒だけといわれてきた。『九之助の風呂』は子供のころに入った記憶があるが、勘七が風呂屋だったことは初耳で、私なりにいろいろ調べてみたが何も分らなかった。ただ、私が小さいころ勘七の家へ給を買いに行っただけがあるが、そのころはもう風呂屋は止めていたから明治のかなり早くに廃業していたのでは」と語っている。

以上のことを総合すると、勘七の風呂屋廃業の時期は、辰之助と同じく明治前期のころでないかと思われる。  
取材協力・「辰之助の風呂」：丸山喜一郎、富所ハル、山際寅吉、「勘七の風呂」：渡辺ミヨ、丸山和五郎(敬称略) 執筆・宮田栄門 (この項終わり)

# 議会だより

## 6月定例会

町議会6月定例会は6月14日(水)から23日(金)まで開かれ、13議案を審議し、すべて可決しました。主なものは、平成元年度一般会計補正予算、的場・緒立地区画整理による境界変更の申請、大野都市下水路の幹線築造工事請負契約の締結などです。請願は5件上程され、すべて採択されました。また、請願にもとづいて意見書が関係機関に提出されました。一般質問には6人の議員が立ち、公共物設置計画、総合庁舎建設予定地の利用計画、学校給食、公園整備、ふるさと創生事業などについて町長にたずねました。

### 日程

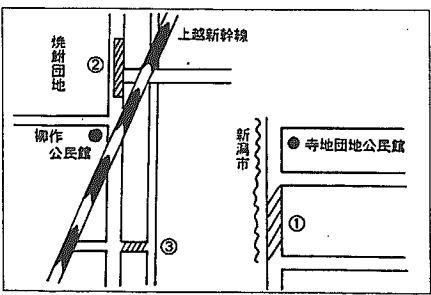
- 6月14日(水) 会期の決定、行政報告と議案の上程。議案の説明、質疑、委員会付託(議案第29号～37号)請願・陳情の上程、質疑、委員会付託。
- 15日(木) 総務文教委員会
  - 16日(金) 産業建設委員会
  - 17日(土)18日(日) 休会
  - 19日(月) 厚生企業委員会
  - 20日(火) 一般会計予算審査特別委員会
  - 21日(水) 休会
  - 22日(木) 一般質問
  - 23日(金) 委員長報告、質疑、討論、採決(議案第29号～37号)請願・陳情の審査報告、質疑、討論、採決(議案第38号～41号)。

# 都市下水路工事契約の締結 一般会計補正予算案など 13議案を可決

### 議案

- 黒埼町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正(議案第29号)
- 黒埼町特別職の給与並びに旅費に関する条例の一部改正(30)
- 黒埼町報酬額及び費用弁償並びにその支給方法及び地方自治法第二〇七条による実費弁償に関する条例の一部改正(31)
- 公務による外国旅行する際に支給する費用弁償(町特別職は旅費)を追加。
- 黒埼町福祉施設整備基金条例の制定(32)
- 福祉施設の整備を図るため
- 市町の境界変更の申請(33)
- 町(字)の区域並びに名称の変更(34)
- 的場・緒立地区画整理事業の施行により、新濁市との境界を変更し、名称を変更するもの。
- 平成元年度黒埼町一般会計補正予算(第3回)(35)
- 6257万5千円増額し、総額47億4349万3千円に。
- 平成元年度黒埼町老人保健特別会計補正予算(第1回)(36)
- 3122万7千円を増額し総額11億9965万3千円に。
- 平成元年度黒埼町水道事業会計補正予算(第1回)(37)
- 内容略。
- 大野都市下水路大野二号幹線築造(第六工区)工事請負契約の締結について(38)
- 指名競争入札により3110万6千円(備石附組と契約)
- 大野都市下水路前川原幹線築造(第四工区)工事請負契約の締結について(39)
- 指名競争入札により3146万6000円(備石附組と契約)
- 町道認定並びに道路舗装に
- 黒埼町役場総合庁舎建設基金条例の一部改正(40)
- 黒埼町役場総合庁舎建設基金条例を黒埼町役場庁舎建設基金条例に改める。
- 平成元年度黒埼町一般会計補正予算(第4回)(41)
- 4億6992万5千円を増額し、総額52億1341万8千円とする。
- ◎補正された主なもの
- 黒埼町役場庁舎増築・改築事業 4億7119万2千円

に関する請願書(請願第2号) 提出者 寺地団地自治会長 平柳房次



請願書(請願4) 提出者 柳作第一自治会長 小林清七 外1名

図1の道路を町道認定し舗装を。 提出者 黒埼町農政対策協議会会長 五十嵐郁也 外1名

図2の側溝の流れが悪いので、改修を。 提出者 柳作第二自治会長 鹿島耕平 外1名

町道柳作1号線風間信吉方脇、側溝施設工事に関する